

自転車安全利用五則

自転車に乗るときの基本ルールです。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。
したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。
- ②車道は左側を通行、右側通行は禁止！
自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。
- ③歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
歩道では、すぐに停止できる速度で、
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- ④安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用
児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、
乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



反射材～薄暮・夜間はつけた光が命を守る～

反射材の有効性は？

○車のライトなどが当たると光を反射し、反射材をつけている人を車の運転者は57メートルくらい離れていても確認できます。

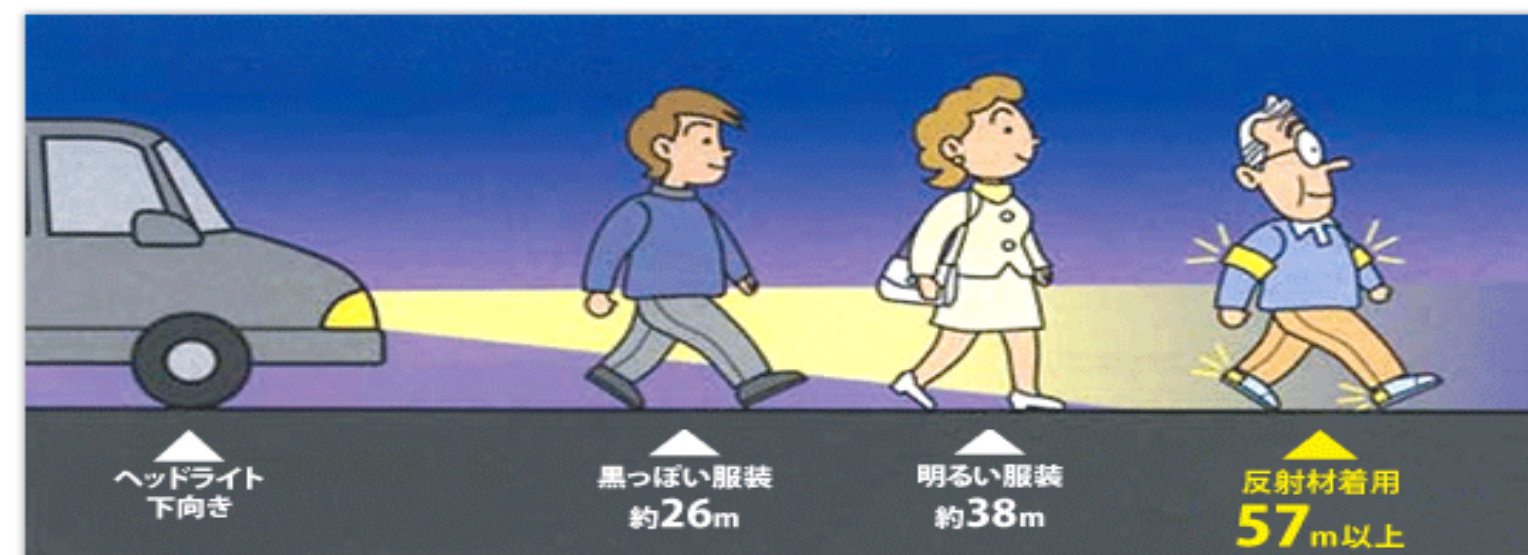
○反射材用品は腕や足など、歩くと動く部分に付けると、より効果があります。

反射材の種類は？

○靴のかかとやかばん、自転車の車輪(スポーク)などに貼るシールタイプや、キーホルダーなど色々なものがあります。

反射材の購入は？

○反射材用品は、日用雑貨店、ホームセンターなどで手軽に購入することができます。



実施機関

文京区、文京区教育委員会、区立小学校PTA連合会、区立中学校PTA連合会、文京区私立幼稚園連合会、東京国道事務所、東京都第六建設事務所、富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署、小石川消防署、本郷消防署、富坂交通安全協会、大塚交通安全協会、本富士交通安全協会、駒込交通安全協会、文京区町会連合会、文京区商店街連合会、文京区女性団体連絡会、文京区高齢者クラブ連合会、文京区民生・児童委員協議会

令和3年 秋の交通安全運動実施要領

9月21日(火)～9月30日(木)



スローガン

やさしさが走るこの街 この道路

はし まち どうろ

運動の重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 5 二輪車の交通事故防止

運動の目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

なお、交通安全運動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先し、可能な範囲でご協力ください。

文京区交通安全協議会

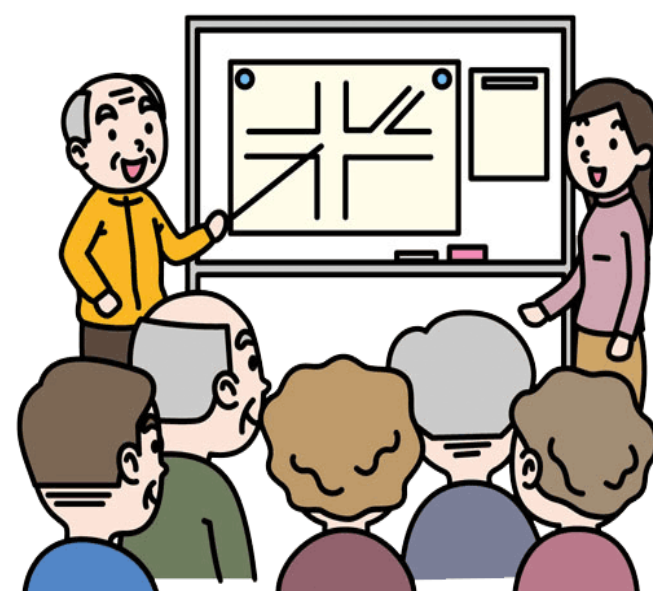
運動の重点

項目	子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保	夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上	自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底	飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶	二輪車の交通事故防止
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ・夜間・早朝外出時の明るい服装や反射材着用の心掛け、歩きスマホの危険等、交通安全ルールについて話し合い、交通安全意識の向上に努めましょう。 ●近所の交通上の危険箇所や注意すべき場所などを確認し、道路の横断や通行方法について話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時は、重大交通事故が増加する傾向にあります。明るい服装や反射材を身につけるなど、ドライバーにアピールしましょう。 ●信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど交通安全ルールについて積極的に話し合い、交通安全意識の向上に努めましょう。 ●「加齢等に伴う身体機能等の低下」を感じた時は、安全運転相談窓口等を活用し、運転免許証の自主返納やセーフティサポートカーS(サポカーS)、安全運転支援装置等搭載の車両の活用も話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ●子供を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させ反射材も活用しましょう。 ●自転車による多額賠償事例が増えていますが、加害者になりうることを認識し、自転車保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒による運転への影響や飲酒運転による責任の重さについて話し合い、飲酒運転は悪質な犯罪であることを認識しましょう。 ●車を運転することを知らずながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。絶対にやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけるとともに、交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ●信号のない横断歩道に歩行者がいた場合、停止しなければなりません。交通ルールに従い思いやりの気持ちを持って走行しましょう。 ●学校・保育園等や公園、福祉施設付近では、徐行するなど注意して運転しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 ●交通ルール・マナーを遵守し、譲り合いの気持ちを持って、余裕のある運転を心掛けましょう。 ●自動車等を運転する際、発進時にブレーキペダルを踏んでいることを確認して、エンジンの始動やチェンジレバーの操作を行うなど、踏み間違いに注意しましょう。 ●全ての座席でシートベルトを着用させましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●スマホやイヤホン使用、傘差し、並走等の危険な運転はやめましょう。 ●自転車安全利用五則を守り、信号や一時停止の標識等に従い、特に歩道では歩行者の安全のため、徐行を心掛けましょう。 ●安全確保のため自転車販売店等で定期的に点検整備を受けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「あおり運転」は危険極まりない行為で、厳罰に処せられます。絶対にやめましょう。 ●「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。 ●二日酔いでも飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心掛けましょう。 ●ヘルメットを正しく被り、プロテクターを着けて体を守りましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行中の子供の交通事故の特徴(飛び出しによる事故が多いなど)、高齢歩行者の死亡事故の特徴(車両等の直前直後横断等が多いなど)を踏まえた交通安全教育等を実施しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車・自転車共早めの点灯を励行しましょう。 ●反射材用品着用を促進しましょう。 ●従業員に対し、夕暮れ時以降の運転に、注意喚起しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者等の管理者は、日常点検等を通じて従業員に対し、体調面も考慮した安全運転を励行しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察署と連携した講習会の開催など、飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。また、運転者の体調を二日酔いを含めて確認し、運転前にアルコール検知器で検査するなど管理を徹底しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察署や二輪車販売店等と連携して、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

交通安全運動に関連する行事予定

新型コロナウイルス感染症の影響により、未定

▼問い合わせ先▼
 富坂警察署交通課(☎3817-0110)
 大塚警察署交通課(☎3941-0110)
 本富士警察署交通課(☎3818-0110)
 駒込警察署交通課(☎3944-0110)



運動の進め方(新型コロナウイルス感染症の拡大防止を優先してください)

文京区、警察署、交通安全協会をはじめとする関係機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の実態に応じ、運動の目的を踏まえ創意工夫を凝らした取り組みを行い、区民総ぐるみの運動となるよう努める。

文京区

- ◎実施要領と実施に伴う会議の開催、関係機関・団体との連絡調整
- ◎広報紙、各マスメディア等あらゆる広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開による交通安全普及啓発活動の推進

文京区教育委員会

- ◎各学校、幼稚園への運動の周知徹底と安全教育の推進
- ◎PTA等への協力要請と緊密な連携による安全教育の推進及び各種広報紙等での保護者への広報活動

警察署

- ◎関係機関・団体への交通事故情報の提供
- ◎各種広報紙、広報車等での広報活動
- ◎参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ◎運動の重点を指向した交通指導取締りの強化

交通安全協会

- ◎広報紙等の活用による広報・啓発の推進

道路管理者

- ◎懸垂幕等の掲示による運動の周知徹底
- ◎道路パトロール等を通じ、その結果を踏まえた道路環境及び交通安全施設等の点検整備
- ◎交通事故多発路線等における安全対策の推進
- ◎自主的な交通安全活動の推進

安全運転管理者

- ◎従業員及び関係機関・団体への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発の推進
- ◎無謀運転防止のための安全運転管理の徹底
- ◎自主的な交通安全活動の推進

その他の関係機関・団体

- ◎職員及び関係機関・団体等への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発の推進
- ◎自主的な交通安全活動の推進

9月30日は

「交通事故死ゼロを目指す日」